

青森県報

号外第三十五号

平成二十二年
四月一日
(木曜日)

目 次

教育委員会

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選
手数料徴収条例第一条ただし書に規定する特別の事由があ
る場合を定める規則……………(学校施設課) ……

教 育 委 員 会

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選
手数料徴収条例第二条た
だし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選
手数料徴収条例第二
条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及
び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)第二条の規定に
基づき、青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選
手数料徴収条例
(昭和四十年三月青森県条例第七号。以下「条例」という。)第一条ただし書に規

定する特別の事由がある場合について定めるものとする。

(特別の事由がある場合)

第二条 条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合は、次に掲げる場合と
する。

一 高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。)を卒業し、又は修了したこ
とがある場合

二 県立高等学校に在学した期間が引き続き三年(定時制の課程及び通信制の課程
にあつては四年。以下「標準修業年限」という。)を超える場合

2 前項第二号に規定する場合には、休学、留学、病氣療養その他のやむを得ない事
由により標準修業年限を超える場合を含まないものとする。

(施行事項)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長
が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭